

令和8年度「奨学のための給付金」申請手続き案内について（お知らせ）

今般、大阪府教育庁から、標記申請案内の配付等の通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。
申請区分内容の詳細は、添付[A]、[B]、[C]のとおりです。（[C]は1年新入生のみ添付）
[A]【通常申請】申請書類は同封しています。[B]、[C]の申請書類を希望の場合は、7/16(木)までに下段「申請書類配付依頼書」を事務室に提出して受取ってください。
要件に該当し、申請される場合は、8月26日(水)〔1年は9月1日(火)〕までに、申請必要書類を学校事務室へ提出してください。

記

「奨学のための給付金」とは、高校生がいる低所得世帯の教育費負担を軽減するため、授業料以外の教育費（教科書代や教材費など）を支援する返済不要の給付金です。国の制度として実施されており、一定の要件を満たせば受給できます。
令和8年度からは、国籍要件等が追加され、就学支援金・新制度の要件を有する生徒については、保護者等全員の住民税の所得割額の合算額が182,500円未満（年収380万～490万程度の世帯）まで対象世帯が拡充されました。
ただし、国の授業料無償化制度「就学支援金・新制度」とは別に申請が必要です。

R8 年度「奨学のための給付金」全日制の生徒1人当たり支給額[年額]等の概要						
区分	生徒の国籍等の要件	①	②	申請区分		
	保護者等の世帯所得要件	日本国籍等「就学支援金・新制度」の要件を有する生徒	①以外の生徒 (高等学校等就学支援金 [経過措置]及び高校生等 新修学支援等の対象生徒)	A 通常 申請	B 家計 急変	C 前倒し 新入生のみ (1/4の額)
1	生活保護(生業扶助)世帯	32,300円	32,300円	☒		☒ (8,075 円)
2	非課税世帯 (住民税の所得割額合算額が 0 円)	143,700円	143,700円	☒	☒	☒ (35,925 円)
3	課税区分①世帯【R8 年度から新設】 住民税の所得割額の合算額が 100 円以上 105,500 円未満 (目安：年収 270～380 万円程度の世帯)	47,900円		☒	☒	☒ (11,975 円)
4	課税区分②世帯【R8 年度から新設】 住民税の所得割額の合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満 (目安：年収 380～490 万円程度の世帯)	35,930円		☒	☒	☒ (8,982 円)

注：○住民税の所得割額とは、都道府県民税「所得割額」及び市町村民税「所得割額」を示します。
○区分1は「生活保護受給証明書」、区分2～4は保護者等(親権者全員)の「課税証明書」等の添付提出が必要。
○次の場合は、支給対象となりません。
(1)保護者等全員の所得割が要件に該当することを証明する書類を提出できない場合
(例)保護者等が海外へ赴任し、日本国内に住所を有しない場合 など
(2)児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合（母子生活支援施設の高校生等を除く）

「奨学のための給付金」申請区分における支給時期等 ※1				
申請区分	基準日	結果・支給時期	備考	
A 通常	R8. 7月1日	R8. 12月末頃		
B 家計急変	R7. 12. 2～R8. 12. 1	R9. 1月頃	A該当はAで申請	
C 前倒し【新入生】	R8. 4月1日	R8. 10月(年額1/4)	新入生のみ ※2	

※1：認定された場合、当該年度の学校納付金（日本赤十字振興センター共済掛金、PTA会費、学年費、修学旅行積立金など）に未納又は未収分がある場合は、奨学給付金と相殺します。ただし、2年生は、「奨学のための給付金」申請中の方が、認定された場合の給付金(12月末頃)で修学旅行積立金等を事後納付することはできません。出発前の所定の期日までに修学旅行積立金等の納付が必要です。
※2：R8. 7. 1時点でも所得要件に該当する場合、通常申請も行い年額の残3/4を受給することができます。

..... キリトリ

申請書類配付依頼書 (Aは同封配付済みです)
次の「奨学のための給付金」の申請書類の配付を希望します。(BCの希望区分を○で囲んでください)

B 「奨学のための給付金」【家計急変】

C 「奨学のための給付金」【前倒し】(新入生のみ)

学年	
組	
番号	
生徒名	

(参考)

○保護者等全員の住民税の所得割額の合算額について

●申請世帯（保護者等全員）の市町村民税及び都道府県民税の所得割額の合算額の計算（例）

申請者 保護者（A）	申請者以外の 保護者（B）	申請世帯（保護者等全員） （A+B）
38,000円 ※非課税の場合は0円	6,000円 ※非課税及び 保護者が1名の場合は0円	44,000円
市民税 所得割額 30,000 府民税 所得割額 8,000	5,000 1,000	申請世帯（保護者等全員）は、 （A+B）の合算所得割額で 判定します。

○住民税の所得割額である都道府県民税「所得割額」及び市町村民税「所得割額」の確認方法

(ア) 市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額の決定通知書・課税証明書（見本）

※市町村によって様式が異なります。課税証明書等の詳細は令和8年1月1日時点で在住していた市町村民税の担当窓口にお問合せ下さい。

特別徴収税額の決定（変更）通知書の場合（例）

市町村民税	税額控除前所得割額④	0
市町村民税	税額控除額⑤	0
市町村民税	所得割額⑥	0
市町村民税	均等割額⑦	0
道府県民税	税額控除前所得割額④	0
道府県民税	税額控除額⑤	0
道府県民税	所得割額⑥	0
道府県民税	均等割額⑦	0
道府県民税	特別徴収税額⑧	0
道府県民税	控除不足額⑨	0
道府県民税	既充当額⑩	0
道府県民税	既納付額⑪	0
道府県民税	差引納付額（⑤－⑧－⑨、⑩）	0
道府県民税	変更前税額⑫	0
道府県民税	増減額（⑧－⑫）	0
道府県民税	変更月	月

市町村民税、道府県民税
所得割額

課税証明書の場合（例）

例 1

	所得割	均等割
市町村民税	0円	0円
府民税	0円	0円

例 2

市町村民税	所得割額	0円
市町村民税	均等割額	3,500円
府民税	所得割額	0円
府民税	均等割額	1,800円

例 3

市町村民税	所得割	0円
市町村民税	均等割	0円
府民税	所得割	0円
府民税	均等割	0円

例 4

	市町村民税	府民税
所得割	0円	0円
均等割	3,500円	1,800円

市町村民税、道府県民税
所得割額

注:この資料は、大阪府教育庁私学課作成のものを引用しています。

所得割額の確認方法について

- ・奨学のための給付金（**通常申請※**）では、保護者等全員の**令和8年度※**の**市町村民税及び道府県民税の所得割の合算額**で判定を行います。
- ・所得割額については、以下の①または②の方法で確認いただき、申請してください。

※保護者等全員の税申告を要します。収入が0円である場合も必ず申告してください。

※前倒し【新入生】申請は、令和7年度のもの

① 課税証明書等で確認

- 市（町村）民税・道府県民税課税証明書または非課税証明書（※）
- 市（町村）民税・道府県民税非課税通知書
- 市（町村）民税・道府県民税の特別徴収税額の決定通知書

市民税・府民税額(円)	
区 分	所得割額
市 民 税	¥
府 民 税	¥

※市町村により、課税証明書等の様式や所得割額の記載場所が異なります。



② マイナポータルで確認

マイナポータルQRコード →

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードの読み取り機能が付いたPCまたはスマートフォンを利用して、所得割額を確認することができます。

① マイナポータルにログイン



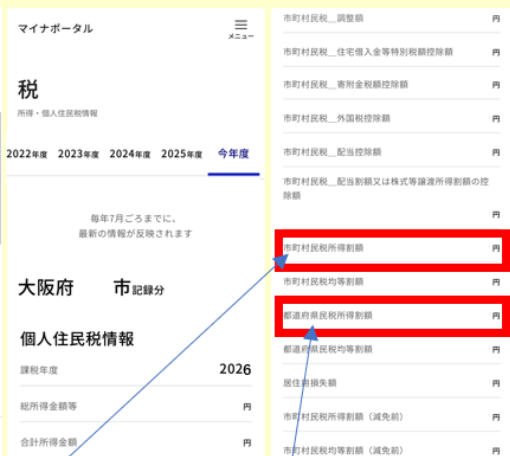
マイナポータルにログイン

② ホームから「おかね」税・所得を選択



税・所得

③ 今年度の「市町村民税所得割額」及び「都道府県民税所得割額」を確認



市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

※申請時は、添付書類として**課税証明書等の提出が必要**です。

※**マイナポータルで出力したPDFや、スクリーンショットを添付書類として提出することはできません。**